

○久喜市封筒の広告に関する取扱要綱

平成22年3月23日

告示第176号

改正 平成24年2月28日告示第98号

(趣旨)

第1条 この告示は、広告封筒（市が作成する封筒に有料で会社等の広告の掲載を認めるものをいう。以下同じ。）の掲載手続及び受贈封筒（会社等の広告が印刷された封筒で寄贈の手続により市が受け入れるものをいう。以下同じ。）の寄贈手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告基準)

第2条 広告封筒に掲載する広告（以下「掲載広告」という。）又は受贈封筒に印刷する広告（以下「印刷広告」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治性のあるもの
- (2) 宗教性のあるもの
- (3) 風俗営業に関するもの及びこれに類するもの
- (4) 選挙関係のもの
- (5) 社会問題についての主義主張（意見広告）
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (8) その他広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の位置等)

第3条 掲載広告及び印刷広告の位置は、封筒の裏面とする。

2 掲載広告の1件当たりの大きさは、縦3センチメートル、横10センチメートルとし、1封筒につき6件までとする。

3 印刷広告の大きさは、縦3センチメートル以上18センチメートル以下、横

10センチメートルとし、前項の規定に準じて6件までの広告を印刷できるものとする。

4 受贈封筒については、前3項の規定を適用しない。ただし、広告の位置、大きさ等について、事前に市長と協議するものとする。

(広告封筒の対象となる封筒)

第4条 広告封筒の対象となる封筒は、市民部市民課（総合窓口）（以下「市民課」という。）、総合支所市民課等で1回につき1万部以上作成し、窓口で直接配付する封筒とする。

(広告封筒の掲載期間)

第5条 広告封筒の掲載期間は、窓口での配付の完済をもって終了する。

(掲載広告申込者の募集)

第6条 市長は、市の広報紙及び市のホームページ等により、掲載広告の希望者（以下「申込者」という。）を募集するものとする。

(掲載広告の申込み)

第7条 申込者は、広告封筒申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、掲載広告の原稿を添えて、指定する期日までに市長に提出するものとする。

(掲載広告の可否の決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申込書が提出されたときは、第2条の規定に基づき掲載広告の可否を決定するものとする。この場合において、掲載広告が適切であると認められる申込者（以下「掲載広告決定者」という。）が募集した掲載広告の件数に満たないときで、掲載広告決定者が2以上の掲載広告件数を希望するときは、第3条第2項の規定に反しない範囲で、これを認めるものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、掲載広告決定者が募集した掲載広告の件数を超えたときは、掲載広告を抽選により決定するものとする。

3 前2項の規定に基づき、掲載広告の可否を決定したときは、掲載広告掲載決

定通知書（様式第2号）又は掲載広告非掲載決定通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

（広告封筒の掲載料金）

第9条 広告封筒1件当たりの掲載料金は、広告封筒の作成及び掲載広告の募集に要する経費等を勘案して、決定するものとする。

2 広告封筒の掲載料金は、前条第3項の掲載広告掲載決定通知書に記載する指定期日までに一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 掲載広告の版下原稿の作成に係る経費は、広告封筒の掲載料金とは別に、掲載広告決定者が負担する。

（広告封筒の掲載料金の還付）

第10条 掲載広告の決定後に、掲載広告決定者の責めに帰さない理由により掲載広告が掲載できなかったときは、掲載料金を還付する。

（掲載広告の決定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載広告の決定を取り消すことができる。

- （1） 掲載広告が、発行上支障となるとき。
- （2） 広告封筒の掲載料金を指定期日までに納入しなかったとき。
- （3） 市が指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市が必要と認めるとき。

（受贈封筒の申込み）

第12条 受贈封筒を寄贈しようとする者（以下「寄贈者」という。）は、第3条第4項に基づく事前協議を行った上で、受贈封筒寄贈申出書（様式第4号）に必要事項を記入し、当該受贈封筒の見本を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、次に掲げる事項に照らして適当と認め

る場合に寄贈を受けるものとする。

- (1) 寄贈しようとする受贈広告が、第2条の規定に適合する封筒であること。
- (2) 寄贈しようとする受贈封筒の部数が、1万部以上であること。
- (3) 寄贈者が、次のことを了解していること。

ア 受贈封筒の配付場所が、市民課、総合支所市民課等の証明書発行窓口であること。

イ 受贈封筒の配布期間は、1年間を限度とすること。

3 市長は、受贈封筒の受贈を決定したときは、受贈封筒採納通知書（様式第5号）により寄贈者に通知するものとする。

4 市長は、受贈封筒の納品時に、受領書を寄贈者に交付するものとする。

（掲載広告決定者及び寄贈者の責任）

第13条 掲載広告及び受贈封筒広告の内容に関する責任は、掲載広告決定者及び寄贈者が負うものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか、封筒の広告に関する取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の久喜市封筒の広告に関する取扱要綱（平成16年久喜市告示第14号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年2月28日告示第98号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

広告封筒申込書

年 月 日

久喜市長 あて

氏名又は名称
申込者 住所
代表者氏名
電話番号

久喜市封筒の広告に関する取扱要綱第7条の規定に基づき、広告の原稿を添えて下記のとおり申し込みます。

記

- 1 広告の原稿 別添のとおり
- 2 掲載料金
- 3 申込みに当たり、当社の貴市分市税納付状況調査に同意します。

様式第2号(第8条関係)

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



掲載広告掲載決定通知書

年 月 日付け久喜市広告封筒申込書について、下記のとおり掲載することに決定いたしましたので、通知します。

つきましては、下記のとおり手続をお願いいたします。

記

- 1 広告の原稿 別添のとおり
- 2 掲載料金 金 円
- 3 掲載料金の納付
年 月 日までに納入通知書により指定の場所でお支払いください。
- 4 その他

様式第3号(第8条関係)

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



掲載広告非掲載決定通知書

年 月 日付け久喜市広告封筒申込書につきましては、下記の理由により
掲載できないことに決定いたしましたので通知します。

記

- 1 広告の原稿 別添のとおり
- 2 非掲載理由

様式第4号(第12条関係)

受贈封筒寄贈申出書

年 月 日

久喜市長 あて

住所
寄贈者
氏名

久喜市封筒の広告に関する取扱要綱第12条の規定に基づき、封筒を寄贈したいので、関係書類を添え、下記のとおり申出します。

記

- 1 寄贈部数
- 2 配付希望先
- 3 添付書類 封筒見本

様式第5号(第12条関係)

受贈封筒採納通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申出のあった封筒の寄贈について、下記のとおり受贈することに決定しましたので通知します。

記

- 1 受贈部数
- 2 配付先

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第12条関係)

様式第5号 (第12条関係)